

大阪医科薬科大学
教職員各位
学生各位

大阪医科薬科大学
学長 佐野 浩一

**【2021年度 第8報】新型コロナウイルス感染拡大に伴う本学の基本方針及び
教職員・学生の行動指針について(緊急事態宣言発出に伴う対応)**
(対象期間：2021年9月1日～9月30日)

本年、8月20日付の政府による大阪府への緊急事態宣言期限延長を受け、第8報を以下のとおり適用します。
対象期間は9月1日～9月30日とします。

基本的学部共通事項

1. 正課活動について

講義と演習は遠隔授業を原則とし、一部複数教室分散による面接、又はハイブリッド型等とします。実習は原則として面接で行いますが、可能な部分は遠隔で行います。なお、具体的な講義、演習及び実習の方法については、各キャンパスよりお知らせします。

2. 正課外活動等について

①会食等について

引き続き9月30日までは、学内外を問わず、密な集まりを禁止します。特に感染リスクのある下記施設への出入りを厳禁します。また、同居家族以外との会食を極力控えてください。

- ・居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店
- ・パチンコ店、ネットカフェ、雀荘等の遊興施設

上記事項に反する行為・行動が確認された場合には、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。

②クラブ活動について

引き続き9月30日までは、クラブ活動を全面的に禁止します。活動再開の許可等については、今後の動向を踏まえて改めて周知します。

3. 学生のアルバイトについて

以下の条件を満たすことを前提に、感染予防に十分に留意して、期間中の学生のアルバイト等への従事を許可します。

- ①感染リスクが高い施設ではない
- ②三密回避、マスク着用、社会的距離、手洗い等必要な感染拡大対策が実施されている
- ③アルバイト等による収入を生活費(遊興費を除く)や学費・書籍代等に充当する必要がある
- ④感染した場合、追跡が可能な方策(新型コロナウイルス接触確認アプリ”COCOA”等を使用)を取っている
- ⑤やむを得ないと判断された状況以外での新型コロナウイルス感染による入院や自宅隔離などに伴う不利益は自己責任となることを理解している

4. 学生の健康管理について

①毎日、体温測定、体調チェックを行い、発熱(37.0度以上、または平熱+0.5度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合、医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に連絡してください(登校せず(学内、院内に入らず)に、電話連絡をしてください)。

②発熱、咳症状などがある場合、学校医と相談のうえ、病院職員外来の受診や、PCR 検査を行う場合があります。

③新型コロナウイルス感染症と診断された時、濃厚接触者に認定された時の対応

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、あるいは濃厚接触者となった場合(同居家族が罹患など、行政が判断)、行政の指示に従って出校停止・再登校となります。その場合、医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。

なお、本部キャンパスの学生は、同じ敷地内に大学病院があるため、再登校前にPCR 検査を行い、学部長と学校医が再登校の判断をする場合があります。

④同居家族・友人が新型コロナウイルス感染症と診断された時、濃厚接触者に認定された時の対応

医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください(登校せず(学内、院内に入らず)に、電話連絡をしてください)。

5. 教職員及び学生の海外渡航について

引き続き、感染拡大防止の観点から、海外渡航は全面的に禁止します。なお、海外から帰国した者は、2週間の自宅待機を指示します。

6. 学会、研修会及び勉強会等について

①本学関係者あるいは学外者が主催する、会場として本学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等については、原則、遠隔での開催としてください。なお、遠隔での開催が困難な場合は、事前に学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得たうえで、以下の事項を遵守してください。

- ・十分な感染対策を講ずること
- ・会食を伴わないこと
- ・会場の収容定員の50%程度の参加者数であること
- ・事後に参加者の名簿を提出すること

②学外で開催される学会、研修会及び勉強会等への出席について

学会等への出席は、遠隔での参加を原則とします。ただし、遠隔での参加ができず、主催者や招聘者による十分な感染対策が講じられている場合には、「出張事前許可願」及び「主催者の感染防止対策を記した書面」を提出し、学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得てください。詳細は、グループウェア掲載の「緊急事態宣言発令に伴う本学教職員の出張の取扱いについて」を確認してください。

③学外からの見学者及び実習者について

原則として、新型コロナウイルスワクチン接種済、または抗原検査かPCR 検査陰性であることを条件とします。

④他学への講師派遣について

他学への講師派遣については、先方の方針に従い、感染対策を徹底して行うことを条件に認めます。

7. 図書館について

原則として、平日は時間を制限して開館し、休日は閉館します。平日の開館時間及び自習のための利用については各キャンパスよりお知らせします。

以上、基本的学部共通事項を示します。なお、各学部・各研究科で決定する事項については、ユニバーサル・パスポートから配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。

※この基本方針は8月26日現在のものであり、今後の社会情勢の変化や本学関係者に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者等が発生した場合は、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。

基本方針の変更時は、随時、ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。

以上